新潟県障害者芸術文化活動支援センター
障害のある方の文化活動に関わる助成事業実施要綱

1 趣旨

新潟県内で開催される障害のある方の文化芸術活動の推進に寄与する発表の機会を対象に助成を行う。

2 対象

助成の対象となる者は、県内の事業者等で構成される実行委員方式もしくは2つ以上の団体と連携し事業を実施が可能な代表団体とする。法人格の有無は問わない。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

(4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 事業実施期間

令和6年6月1日から令和7年2月15日まで。

4 助成額

上限15万円とする。なお他の補助金・助成金、自主財源との併用は可とする。

5 対象となる事業(例示)

・作品展示会
・ステージパフォーマンス
・創作活動・ワークショップ
・講演会・研修会

6 助成の申請

別紙助成事業申請書に必要事項を記載し、令和6年5月17日(金)までに下記に申し込むこととする。申し込み方法はEメールとする。

7 助成対象経費

下記のものとする。ただし(2)および(3)は助成を受ける団体およびその構成員の職員に支払うことはできない。。

（1）会場借上料
（2）設営・舞台費
（3）諸謝金
（4）旅費交通費
(5）通信費
（6）広告宣伝費
（7）印刷費
（8）記録費
（9）保険料
（10）その他消耗品費

8 申し込み先

新潟県障害者芸術文化活動支援センター Eメールアドレス：info@niigata-artbrut.net

9 助成の決定

新潟県障害者芸術文化活動支援センターの職員の協議により決定する。

10 助成金の交付

助成の決定後、採択団体の請求を以て交付する。

11 助成団体数

概ね1団体とする。

12 申請内容の変更

申請内容の変更が生じた場合は、直ちに新潟県障害者芸術文化活動支援センターと協議を行うこと。

13 実績報告

事業完了の日から起算して1カ月以内に、別紙実績報告書を新潟県障害者芸術文化活動支援センターへ提出するものとする。あわせて、事業の様子をGoogleフォトで新潟県障害者芸術文化活動支援センターに共有を行うものとする。

14 その他

・同一団体が通算で2回交付を受けた場合、翌年度から3年間は申請できないものとする。

※ 同一団体の申請でない場合も、窓口担当者に変更がない場合は助成対象外になる場合もあります。

・イーゼルやスポットライト、展示台など展示什器を購入した場合は、地域の団体から展示什器を貸してほしいと相談

があった場合に情報提供をする場合がある。